

知床五湖の利用のあり方協議会（第36回）

日時：平成29年3月3日（金） 13:00～15:00

場所：知床世界遺産センター レクチャールーム

議題：

- (1) 利用適正化計画（第2期）の点検について
- (2) 平成29年度のヒグマ活動期の運用方法について
- (3) 平成29年度登録引率者募集及び研修予定について
- (4) 地上遊歩道の整備について
- (5) 指定認定機関の平成28年度収支報告、審査部会会計報告
- (6) その他

資料：

- 資料1-1 知床五湖の利用期区分の再検討について
- 資料1-2 平成29年度 制度改定実験の実施要領について（案）
- 資料2-1 平成29年度 ヒグマ活動期の運用について（案）
- 資料2-2 平成29年度 モニタリング実施計画（案）
- 資料3 登録引率者の募集と養成研修のあり方について
- 資料4-1 知床五湖地上歩道再整備基本計画策定に向けて
- 資料4-2 知床五湖地上歩道再整備方針（案）概要図
- 資料5-1 平成28年度知床五湖利用調整地区指定認定機関収支報告
- 資料5-2 平成28年度知床五湖登録引率者審査部会会計報告

- 参考資料1 知床五湖園地の利用者数推移（平成22～28年）
- 参考資料2 平成28年度知床五湖歩道浸食状況モニタリング調査結果について
- 参考資料3 平成29年度 知床五湖登録引率者の新規養成者募集要領
- 参考資料4 知床五湖登録引率者 養成・登録・更新のフロー
- 参考資料5 第35回知床五湖の利用のあり方協議会議事録（H28.12）
- 参考資料6 第26回知床五湖登録引率者審査部会議事概要（H29.2）

議事概要

【開会挨拶】

環境省（石川）：本協議会会長の釧路環境事務所長が所用により欠席のため代わってご挨拶させていただきます。前回の協議会では知床五湖利用調整地区の利用期区分や地上遊歩道の整備計画について皆さまよりご意見をいただいた。今回はそれらのご意見を基に利用期区分の検討と遊歩道の整備計画について、より詳細な説明をさせていただきます。時間は限られているが、皆さまのご忌憚なきご意見をいただきたい。

【議 事】

(1) 利用適正化計画（第2期）の点検について

資料1-1 知床五湖の利用期区分の再検討について 説明

資料1-2 平成29年度 制度改定実験の実施要領について（案） 説明

- ✓ 現行の春期植生保護期においては積雪による不安定な運用、自由利用期においてはヒグマの安全対策が課題として挙げられる。
- ✓ 春期植生保護期をヒグマ活動期に、自由利用期を植生保護期に変更し、①開園～7月をヒグマ活動期、②8月～閉園を植生保護期とする2期化の方向性で検討を進めていく。
- ✓ 2期化を検討していく上で、登録引率者のあり方などについても改めて検討を進めていく必要がある。
- ✓ 検証項目を設定した上で、来期に利用適正化計画の改定実験を行う。実験期間は、春期は平成29年4月25日～5月9日、秋期は10月21日～閉園とし、現行の制度運用を崩すことなく、特例的に実験を実施する。
- ✓ 秋期の実験実施に伴い、自由利用期は現行の五湖フィールドハウス開閉館時間を変更・整理の上運用する。
- ✓ 春期の実験においては周知広報を抑え、秋期の実験においては積極的に周知広報を行いながら実施していく。

環境省（石川）：利用期区分の再検討についてご意見をいただきたい。

しれとこ・フォーラム21（吉川）：秋期の実験においては人員コストが問題点として考えられるが、レクチャーは人員コストをかけて実施するのか。

環境省（前田）：秋期の実験においては、レクチャーの実施間隔を伸ばすなどして人員コストを抑えながら運用していくことを想定している。

しれとこ・フォーラム21（吉川）：人員コストをかけずに実施できるようなレクチャー映像を作成し、レクチャーを運用していくという方法を提案したい。

知床ガイド協議会（岡崎）：遊歩道の最新情報などを利用者に提供するためには、人による

説明は重要である。レクチャーには人員コストをかける必要がある。

環境省（石川）：今後植生保護期が延びることにより、レクチャー映像の内容を検討していく必要が出てくる可能性はあるが、基本的にレクチャーの実施にあたっては、人による情報提供や説明は効果的と考える。

しれとこ・フォーラム 21（吉川）：映像の内容を時期によって最適なものへ変更するという方法はいかがか。

環境省（石川）：実験のアンケートでそういった意見があった場合、映像の内容を変更する方向性も考えられるが、まずは利用者のニーズや意見も含め検討していきたい。

また、ヒグマ活動期への変更にあたっては、受け入れ体制の充実も重要である。登録引率者の受け入れ体制などについても考慮すべきであるがどうお考えか。

知床ガイド協議会（岡崎）：どの事業所も五湖だけでガイドをしているわけではない。各ガイド事業所でばらつきがある。

環境省（前田）：登録引率者からは、現状の春期植生保護期では五湖大ループ一周の予約を受けているけれども実際には小ループしか利用できず、開放されたらぜひ利用したいという意見や、4月末からゴールデンウィークにかけては季節の変わり目であり、他にも魅力的な場所があり、五湖以外でガイドツアーを行いたいとの意見があった。審査部会で議論した結果、全体としては前向きな意見でまとまっている。

環境省（石川）：将来的に春期植生保護期がヒグマ活動期になった場合、地上遊歩道の利用料が変更になるが、その点についても利用者や地域の方々の意見を集約していきたい。

ウトロ地域協議会（佐藤）：春期の実験はヒグマ活動期のルールに準じるということだが、立入認定手数料は植生保護期と同額の 250 円ということか。また、秋期の手数料は無料か。

環境省（前田）：実験期間中の手数料においては現行の制度に準ずる。よって春期実験の認定手数料は 250 円、秋期は無料ということである。また、春期の実験においては現行制度の範囲内で行いつつも、極力ヒグマ活動期のルールに近い形で実施したい。

知床財団（寺山）：実験の結果制度が改定されることになった場合、改定のスケジュールはどのようなものになるか。

環境省（前田）：周知や改定手続きにかかる時間を考慮すると、最速で平成 31 年度からの導入になる。

環境省（石川）：実験の実施については、おおむね合意いただけた。利用期の区分を 2 期に整理する方向性を念頭に置き、来年度から実験を実施していきたい。

(2) 平成 29 年度のヒグマ活動期の運用方法について

資料 2-1 平成 29 年度 ヒグマ活動期の運用について（案） 説明

資料 2-2 平成 29 年度 モニタリング実施計画（案） 説明

✓ 平成 29 年度ヒグマ活動期は 28 年度と同様の枠組みで運用する。

- ✓ ツアー参加に伴う保険料は、大人・小人同額であることから、平成 29 年度よりグループ事業の小人料金を 1,250 円から 1,500 円へ変更する。
- ✓ 地上遊歩道のモニタリングについては、例年通り継続して行っていく。
- ✓ 植生モニタリングの経過状況については、特に目立った変化は見受けられなかった。

しれとこ・フォーラム 21 (小川) : 以前挙げられていた、7 月末をヒグマ活動期から植生保護期へ変更してはどうか、という意見については検討いただけるか。

環境省 (石川) : 利用期区分変更の検討と共に、各期の期間設定についても検討していくというのはいかがか。

知床財団 (秋葉) : ヒグマの安全性という制度本来の趣旨を考慮しても、現状では 7 月末を植生保護期とするのは困難と認識している。一方で、利用者が増加する時期でもあり、利用のバリエーションを増やすことは重要。ヒグマの出没による閉鎖が多いフレペの滝など他所の利用機会についても考えていく必要がある。

環境省 (石川) : ヒグマの出没状況を考慮しつつ、ガイドツアー参加者以外の意見なども参考に総合的な議論を行い、利用期区分や各期間設定の検討を進めていきたい。

(3) 平成 29 年度登録引率者募集及び研修予定について

資料 3 登録引率者の募集と養成研修のあり方について 説明

- ✓ 制度発足以降、登録引率者数は毎年微増しており、平成 29 年度は 35 名の登録となる。
- ✓ 制度の広報活動においては、チラシや記事などへの掲載による効果が見られた。引き続き積極的な広報活動を行っていく。

(4) 地上遊歩道の整備について

資料 4-1 知床五湖地上歩道再整備基本計画策定に向けて 説明

資料 4-2 知床五湖地上歩道再整備方針 (案) 概要図 説明

- ✓ 地上遊歩道再整備方針案を基に、既存ルート上の整備箇所や施工方針、新設ルートの整備について引き続き検討していく。
- ✓ 水たまりやぬかるみの現況を把握し、将来的な踏み込みの発生や排水の問題を考慮した上で、木道設置などの予防措置を検討する。

知床斜里町観光協会 (松田) : 混雑を避けるための新設ルートの整備については同意であるが、E 地点付近の新設ルート (既存ルートの五湖側) は毎年子ジカがよく滞留する場所であることから、E 地点へ向かう木道は、なるべく既存ルート付近を通す方向で整備を検討していただきたい。

広場はそれぞれの湖に 1 箇所とのことだが、利用者の滞留という面を考慮すると、3

湖については木道である I 地点の展望地よりも、土面である J 地点の展望地の方が滞留しやすい。また、J 地点に比べ I 地点は霧がかかって湖が見えないことが多い。制度からの観点もあるが、自然を楽しんでもらうという観点からも、展望・滞留スペースは、J 地点のほうが適切と考える。整備の方針においては、現在進んでいる国立公園の満喫プロジェクトの整備方針と関連させていくよう検討いただきたい。

ライヴ環境計画（北岡）：資料で示している E 地点付近の新設ルートはあくまで概念図である。動物の行動域や希少植物の植生などという観点も加味した上で、新設ルートや展望地をどこに整備すべきか検討するので、それらについてご意見を伺いたい。

環境省（石川）：展望地からの景観の面を考慮するのは非常に重要である。その他ご意見いただけるか。

知床ガイド協議会（岡崎）：景観の面を考慮すると、展望地は J 地点とし、I 地点は撤去すべきである。

ウトロ地域協議会（松本）：利用者のニーズとして写真撮影は重要。撮影ポイントなどの観点も考慮して展望地の改修箇所を決定すべきである。

知床ガイド協議会（岡崎）：四湖の展望地についても同様のことが言える。

知床斜里町観光協会（松田）：四湖については、雪解け水が溜まりやすく木道の設置は困難であると考え。かつて設置されていた展望地の景観は良かったが、現在はハンノキの成長によって展望地として適さない状態となっている。

ウトロ地域協議会（松本）：遊歩道の排水については、湿気などにより敷板が劣化していくことを考慮し、なるべく敷板を使わない方向で風通しの良い構造にするべきである。

しれとこ・フォーラム 21（吉川）：これまでは自然環境を重視した遊歩道の整備がされてきたが、今回は利用に焦点をおいて整備がされるような印象である。利用者の目線に立って整備していただければ良い遊歩道になる。

環境省（石川）：自然環境保護の観点や高架木道との兼ね合いも踏まえ、現場の具体的な意見を伺いながら遊歩道の整備方針について検討していきたい。

ウトロ地域協議会（松本）：作業工程について説明いただけるか。

環境省（長谷川）：前回の協議会でお示ししたスケジュールから変更はないが、平成 29 年度内に基本設計、平成 30 年度に実施設計の段階まで到達し、その後施工に着手したいと考えている。

環境省（石川）：I 地点と J 地点の滞留場所に関するご意見から、I 地点展望地を撤去し J 地点展望地を改修するよう整備方針の変更を検討する。

知床財団（秋葉）：利用のルールを守ってもらうためにも、利用者の心理や行動を考慮して整備していくのが良いと考える。現在の展望地のスペースは狭いという印象がある。適正な整備水準のレベルは、人によって様々であるが、制度の考え方や基準を根拠とすべき。ヒグマ活動期の定員である 10 名を最大グループの目安と考え、それらを収容できる規模を整備の一つの目安とすると良いのではないかと。また、ベンチについては、全箇

所撤去とあるが、新たなものを再整備してもよいと考える。

ウトロ地域協議会（松本）：コンクリートではなく、丸太などの自然資材を使ったベンチを作っていただきたい。

知床斜里町観光協会（松田）：ベンチを設置すること自体には同意するが、現在設置されているベンチにおいては設置箇所や素材に問題があり、再設置に当たっては再検討が必要だ。各所に見所を増やせば利用者を分散させ植生保護や混雑対策に貢献できるため、ただ単に展望地を減少・集中させ拡大させるということは一概に肯定できない。

環境省（前田）：植生保護期だけでなく、ヒグマ活動期のツアーの観点でもベンチは必要か？

知床斜里町観光協会（松田）：必要だ。ご年配の方や写真撮影の順番待ちの方から、腰掛けるスペースが欲しいとの意見もあり、混雑を緩和するためにもベンチの設置は有効である。柔軟に検討していただきたい。

ライヴ環境計画（北岡）：現在のベンチの設置箇所はかつての滞留スペースと考えられる。現在のベンチの状態も考慮し、設計段階では滞留スペースに加え維持管理の面についても検討していかなければならない。また、景観や滞留スペースを考える場合には、周囲の樹木や植生についても考慮していかなければならない。

知床斜里町観光協会（松田）：尾瀬国立公園では景観上の支障となる樹木を伐採していると聞く。五湖でもそのような議論を参考にすべきである。

環境省（石川）：適正な利用を確保するために、支障木を撤去するといった整備方針も考えられる。より快適に知床の良さを感じてもらえるよう、柔軟な現場対応を目指す。また、ベンチについては、既存のものは全て撤去し、滞留スペース等を考慮した新規設置の検討は基本計画の中に盛り込んでいきたい。

知床斜里町観光協会（松田）：概要図には載っていないが、遊歩道入口付近にベンチが設置されていないか。

自然公園財団（古坂）：小ループ最初の橋付近の右側に、笹に覆われて見えないが現在も設置されている。利用者の踏み込み防止やベンチの素材が景観にそぐわないという観点から、敢えてそのような状態に留めている。

知床斜里町観光協会（松田）：現在のベンチを全て撤去する方針になるのであれば、参考にしていただきたい。

ウトロ地域協議会（松本）：施設やルートの現況は、設置当初から大きく変わってきている。

北海道（石井）：かつて行われた遊歩道のルート変更に伴い、現在のベンチが利用されなくなった経緯がある。

環境省（石川）：二湖周辺の新設ルートの整備についてご意見いただけるか。

知床斜里町観光協会（松田）：新設ルートと既存ルートの中にヒグマが入り込んで隠れる可能性があり危険である。新設ルートは既存ルートから人が歩いていることが確認できる距離感で整備するべきである。

知床財団（秋葉）：ルートの付け替えを行わず、2湖展望地を除外した小ループの運用で解

決する案も示されているが、現実的ではない。

知床斜里町観光協会（松田）：P 地点の展望地は湖を背景に自画撮りが出来る人気のポイントである。

環境省（石川）：小ルート利用者には P 地点展望地を見てもらいたいという意見であった。既存ルートに並行して新設ルートを整備することは可能か。

知床斜里町観光協会（松田）：P 地点と Q 地点間の地形を考慮すると、困難ではないか。

知床財団（寺山）：小ルート利用者による大ルート逆走の懸念は、P 地点が最終地点であるという印象を与えることで解消できる。この周辺はいずれにしてもヒグマの通り道になる。ヒグマ対策上、現行の P～Q 間の往復利用を改め、人の流れをシンプルにするルート改定は大変重要である。新設ルートは、融雪後に現地で見通しなどを確認しながら検討していただきたい。

環境省（石川）：ヒグマの安全対策と利用の観点からの意見であった。

斜里町（茂木）：管理者体制について、大きな修繕や危険が伴うものは環境省のみの対応になるのか。また、施工時期は開園中や閉園後等いつ頃になるか。

環境省（長谷川）：施工時期についてはまだ具体的に決定していない。また、遊歩道の管理体制については、北海道から環境省に移管される予定であり、大規模な修繕や危険を伴う作業においては今後環境省が行う。その他施設の管理や現場の運用については関係機関の間での協力体制を従来通り継続していきたい。危険が伴わないものや小規模な範囲の施設修繕においても、引き続き協力をお願いしたい。

環境省（石川）：倒木処理などの細かな対応については、引き続き関係機関にご協力をお願いしたい。遊歩道がどのような規模や構造になるか等については今後の話なので、それらも踏まえつつどのような管理の方法があり得るか関係者のご意見を聴きつつ検討していきたい。

知床財団（秋葉）：早くて平成 31 年度から施工されるという整備スケジュールについては、北海道も同意しているという認識でよろしいか。

環境省（石川）：北海道とはスケジュールも含め確認しながら進めている。

知床斜里町観光協会（松田）：施設や遊歩道の維持管理については、一部を利用者負担する仕組みを作るべきである。また、その負担分を整備予算として積み立てていくような法改正を視野に入れるべきである。

環境省（石川）：細かな維持管理をしていく中で、例えば地域合意の上で利用者から協力金をいただき、管理予算の一部に充当する方向性は考えられる。

知床斜里町観光協会（松田）：利用者の理解を得られるよう、然るべき利用料を徴収し、国立公園の管理に充当するような考え方や見せ方が必要であり、これからの時代においては、利用料の徴収により利用者が減少するということは考え難い。利用料を活用し国立公園を管理していくような姿勢をとるべきである。

利用料を国立公園の管理に充てていく仕組みを、法改正も視野に環境省内で議論して

いただきたい。

ウトロ地域協議会（佐藤）：二湖周辺の新設ルートについて、ヒグマ出没時の避難場所としての運用も考慮し、高架木道のような橋を渡す考え方もあってよいのではないか。

環境省（石川）：参考とさせていただきたい。

(5) 指定認定機関の平成 28 年度収支報告、審査部会会計報告

資料 5-1 平成 28 年度知床五湖利用調整地区指定認定機関収支報告

資料 5-2 平成 28 年度知床五湖登録引率者審査部会会計報告

- ✓ 指定認定機関収支決算においては、739,575 円の黒字決算となった。
- ✓ 審査部会会計報告においては、1,554,044 円の次年度繰越しとなった。

(6) その他

環境省（前田）：前回の協議会で挙げた五湖レクチャーを他施設で実施していくべきではないかという議題について、本協議会の扱う範囲を超えるため、今後別の適切な場で前向きに議論をしていく方向で調整していきたい。

知床財団（寺山）：知床半島ヒグマ管理計画、外国人向け情報発信強化部会などとも歩調を合わせて様々な形で検討していく必要がある。財団としても積極的に協力していきたい。

しれとこ・フォーラム 21（小川）：知床五湖のホームページにおいて、高架木道に関する情報が遊歩道に比べ少ないような印象があり、利用者からも同様の意見があった。高架木道の魅力発信を強化していただきたい。

環境省（前田）：高架木道は多くの方に利用してもらうための施設であり、ご指摘のように魅力の発信は必要である。早急な対応は難しいが、対応を検討していきたい。

以上

- う問題である。実験供用部分（大ループ）と一般供用部分（小ループ）の再開の基準は、現行のヒグマ活動期と植生保護期の基準に準ずるべきである。ヒグマの対処法を身に付けた登録引率者がいるから先に利用再開可能ということで整理できるのではないか。（松田）
- 現行の運用ルールに則ると、実験ツアー中はヒグマ出沒後の安全点検を一般供用部分（小ループ）のみ行うことになるか。（能勢）
- 一般の利用者が実験供用部分（大ループ）に入り込んでしまうリスクを懸念すべきである。（松田）
- ✓ 実験では原則長靴での散策とするが、遊歩道の積雪状況に合わせスノーシューの使用を可能とする。
- ✓ 実験供用部分（大ループ）の積雪状況に応じ、一般供用可能となった場合には一般利用と並行して可能な範囲で実験を実施する。
- ✓ 実験ツアー中のヒグマ出沒時の対応においては、地上遊歩道にヒグマが出沒した時点で一般供用部分（小ループ）、実験供用部分（大ループ）ともに遊歩道を閉鎖、ツアーを中止する。再開については、実験供用部分（大ループ）はヒグマ活動期のルール、一般供用部分（小ループ）は植生保護期のルールに準じる。
- ✓ 次回協議会にて実験実施の合意形成を図る。

自由利用期改定実験について

- 自由利用期の実験については、詳細についてまだ検討を行っていないが、実験にかかる労力の面を考慮すると、春期植生保護期よりも実施が容易だと考えられる。（前田）
- 現行の自由利用期の枠組みの中で、実験の実施は困難ではないと考える。（秋葉）
- 実験の概要をある程度明確にし、次回のあり方協議会で構成員に実験実施の合意を求めべきではないか。（代田）
- 実験の実施にあたっては、レクチャーの実施間隔と受講者数を調査すべきである。（松田）
- ✓ 自由利用期改定実験の実施概要については、次回協議会で詳細を説明する。

(1) 平成 29 年度のヒグマ活動期の運用方法について（●：意見、✓：まとめ）

資料 2-1 平成 29 年度ヒグマ活動期の運用について（案）

資料 2-2 小ループ・当日受付事業の実施計画（案）

小ループ・当日受付事業について

- 小ループ小人料金の値上げの理由について、利用者に対し、或いは協議会において説明できるよう整理しておくべきである。（石井）

傷害保険加入義務について

- 傷害保険に関しては、引率者に対し加入を義務化するのではなく利用者が自ら加入すべきだと考える。(岡崎)
- 外国人利用者の保険適用問題も踏まえ、傷害保険加入の義務化については議論が必要である。まずは、引率者自身がしっかりと保険について学び理解する必要がある。(松田)
- 傷害保険については、民法や刑法の観点から慎重に協議していくべき項目であるが、知床全体として自己責任での利用という方向性を打ち出していくのであれば、そういった点も考慮して議論していかなければならない。(松田)
- 当日受付事業でガイド協議会が得た収益は、引率者の保険に対する意識を高めるための講習会や研修にあててはいかかが。(松田)
- 現状で利用者に保険加入するか否かの選択肢を与えず、全参加者に対し保険を適用させているのは、選択肢を与えると事務的な部分が煩雑になるためである。(松田)
- 事故発生時、傷害保険に加入しておらず処理に非常に苦慮した経験がある。その経験を踏まえ、現在は傷害保険に加入している。(笠井)
- 引率者が把握しておくべき保険について記述されているマニュアルはあるべきだと考える。(代田)
- 知床という地域として、利用者の自己責任という点においては、利用者に対し傷害保険加入という選択肢を提示することは可能であり、引率者の保険に対する意識を向上させるべきである。(寺山)
- 制度としての安定性を目指す上では、引率者に傷害保険へ加入していただきたい。(前田)
- 利用者の選択という考えもあるが、制度としての安定性を考慮すると、保険の加入を義務化するべきだと考えられる。(秋葉)
- 当日受付事業においては引率者の任意での事業参加であることから、保険の加入を義務化するか否かの決定は可能ではないか。各引率者の責任を明示するため、ガイド協議会が団体として保険に加入するのではなく、各引率者での加入を義務化してはどうか。(笠井)
- 傷害保険の加入に対する考え方については協議会レベルで話し合われるべきではないか。(松田)
- 現時点では、傷害保険の加入を「義務」ではなく「推奨」で落ち着かせても良いのではないか。(寺山)
- 当日受付事業においては、各引率者での保険加入を義務化したうえで事業参加希望者を募る方向で協議する。
- 傷害保険の加入については、現時点で「義務」ではなく「推奨」とし、協議会での協議を汲みながら変更を検討していく。

予約システムの仮押さえについて

- 予約システムの運用において、事業所による予約の仮押さえを立証することは不可能であり、仮に発覚した際のペナルティを考えるとすれば、予約の入力や変更を課金制にするなどの方法が考えられるが、引率者はそういった体制を望んでいないと考える。そのため、現状ではそういったペナルティを課さない体制での運用を行っている。(秋葉)
- 引率者の仮押さえが議論されているが、外国人利用者による仮押さえなどが発生している。(笠井)
- 利用者の仮押さえやダブルブッキングの防止策としては事前決裁が考えられるが、五湖のサイトへの導入は難しいし、そこまでの状況でもないと考える。引率者の仮押さえについても、環境省に相談が持ち込まれることがあるが、信頼関係の下で行っていることなのでそういうことは控えて頂きたいし、事業所間で解決して頂きたい。(前田)
- 予約システムは信頼関係の下で運用していくのが理想であるが、それでは運用が困難になるようであれば、コストは掛かるが事前決済という解決策が考えられる。(秋葉)
- ✓ 今後外国人利用者による仮押さえが深刻化するようであれば、対策が必要になる。事業所においても、現状では引率者間の信頼関係の下で運用していく。

(2) ヒグマ活動期の運用に関わる各種マニュアルの改訂について (●：意見、✓：まとめ)

資料3 ヒグマ活動期の運用に関わる各種マニュアルの整理・改訂について

統合マニュアルであるヒグマ活動期運用ハンドブックの作成概要、運用マニュアルとリスクマニュアルの改訂内容について説明がなされた。

リスクマニュアル改訂における事故の定義について

- 平成27年のケーススタディミーティングでも議論されたが、救急車を要請するようなケースは緊急事態の定義としてわかりやすい基準の1つであるといえる。(前田)
- リスクマニュアルは本来ヒグマによる事故を想定して作成された経緯があるが、実際には「緊急事態」よりも傷病等による「応援要請」や「軽微なトラブル」にあたるケースが多く発生しているため、今回定義区分変更の方向性を示した。(秋葉)
- 考えられる傷病事例においては、いずれも「応援要請」に分類されるのではないかと。(寺山)
- 五湖フィールドハウス職員が応援対応にあたることで、館内の人員が不足し通常通り認定が行えないような事態が起きた場合も、緊急事態にあたるのではないかと。(前田)

- 従来は傷病事例においても「事故」の扱いになっていたが、今後はそれらを「応援要請」として扱えるようになることから、引率者が応援を要請しやすくなると考えられるため、定義の追加は有効である。(寺山)
- 定義の追加においては同意であるが、救急車の要請が「緊急事態」に定義付けられるのであれば、引率者の応援要請にとって重荷になりかねない。現時点では定義区分が明確ではないことから、この場で決定せずに一度議論を持つ必要がある。(松田)
- 救急車の要請というのはあくまで目安であって、要は重大事故の場合ということであり、その基準は現場で運用しながら醸成されていくのではないか。これまで事故の定義が十分ではない中で、五湖フィールドハウス職員や他の引率者等に傷病者を託シツアーを続行するケースが発生してきたことは問題であり、そのような問題意識から今回の再定義を行っている。(前田)
- ✓ 各種マニュアルの統合及び改訂は年度内に行い、来年度より現場で運用する。
- ✓ 事故の定義については、定義区分を変更した上で運用しながら検証していく。

(3) 平成 29 年度の登録引率者新規養成及び既存の登録引率者研修について (●：意見、
✓：まとめ)

資料 4-1 平成 29 年度登録引率者新規養成募集要綱 (案)

資料 4-2① 平成 29 年度登録引率者新規養成カリキュラム (案)

資料 4-2② 平成 29 年度登録引率者新規養成研修日程 (案)

資料 4-3 平成 29 年度登録引率者新規養成研修 G 実施要綱 (案)

資料 4-4 平成 29 年度既存登録引率者研修カリキュラム (案)

資料 4-5 知床五湖登録引率者登録試験審査要綱 (案)

資料 4-6 知床五湖登録引率者登録試験評価表 (案)

資料 4-7 知床五湖登録引率者養成・登録・更新フロー (案)

新規養成者募集要領について

- 募集要綱について、募集条件と参考資料にある「知床エコツーリズムガイドライン」項目の削除について、知床エコツーリズム推進協議会が作成したものは残るという整理のし過ぎた経緯があり、記載内容に問題がないようであれば削除しなくても良いのではないか。(寺山)
- ガイドラインを作成してから 10 年が経ち、記載されている内容が古いことから削除して良いと考える。(松田)
- ヒグマ活動期運用ハンドブックにガイドラインを参照文献として記載するのはいかがか。(寺山)
- ✓ 知床エコツーリズムガイドラインに関わる項目については削除する。
- ✓ 応募条件の傷害保険に関わる項目追加については、前段の議論も踏まえ、取り下げる。

既存引率者の研修カリキュラムについて

- スキルアップ研修2（実地踏査・搬送訓練）の実施は非常に重要である。少なくとも3年に一度は研修に参加するというカリキュラムにしても良いのではないか。（笠井）
- 毎年全員参加というのは日程調整上、管理者のコスト上難しいが、3年に一度程度であれば可能である。3年間の出席状況の把握が難点だ。（前田）
- 研修への参加状況を把握するのは、台帳やカードなどを用いることで可能ではないか。（松田）
- ✓ 3年に一度、スキルアップ研修2への参加を必須化する。

登録引率者制度の見直しについて

- 全体の安全性向上を考えると、植生保護期においても引率者に無線の携帯を義務付けることも検討していくべきである。ただし、運用方法を明確にしたうえでマニュアル等の作成は必要だ。（松田）
- 研修制度や試験の基準については、養成者を不合格にするためのものではなく最低限の基準を確認するものであるため、またこれまで運用してきた基準との整合の問題もあるため、大幅に厳格化することは困難である。（前田）
- 現行の研修制度や試験は基準が低いように感じる。現在の新規養成者の中にはガイド事業を行っていない者もあり、ガイド事業者が中心であった時に作成された現行の研修制度や試験を運用するには問題があるため、それぞれのあり方について見直しが必要である。（松田）
- ガイド経験者と非経験者の間には技術や経験の差があり、それらの差を埋めるためには、現行の研修制度では引率回数を増やすことしか有効な方法は考えられない。（松田）
- 現行の養成制度は、登録引率者はヒグマの対処技術を身に付けた者であるという整理の下で構築されたものであり、大幅な変更は難しい。研修制度や試験を大幅に見直し、引率技術を担保、向上させるためには、そもそも登録引率者の位置付けから再整理していく必要がある。（寺山）
- 引率者のあり方については引き続き議論が必要である。引率者としての資質という点においては松田氏の意見に同意するし、研修制度や試験の基準を変える必要性はあると考えるが、早急に変えることは困難であるとする。（石井）
- 研修制度や試験においてこれまで挙げられた課題に対し解決に向かうべきではないか。（松田）
- 先に議論のあったとおり、利用期区分の変更に当たって利用期の位置づけの再整理が必要となり、これに伴い登録引率者の位置づけも再検討が必要であろう。この利用期区分の変更の流れに沿って議論を行っていくべきと考える。（前田）
- ✓ 登録引率者制度の見直しについては、利用期区分変更の議論に沿って引き続き議論していく。

✓ 来年度の登録試験においては、実施案の通り運用する。

(4) 知床五湖登録引率者審査部会の平成 28 年度会計報告について (● : 意見、✓ : まとめ)

資料 5 知床五湖登録引率者審査部会の平成 28 年度会計報告

会計支出について

- 繰越金が溜まってきているため、登録試験受験料や研修受講料の値下げなどについて検討していくべきである。また、救命救急講習は継続して受講することが効果的であることから、今後も開催していくべきである。(松田)
- ✓ 健全な会計を目指し、引率者のスキルアップにつながるような講習等を継続的に検討していく。

以上